

## 船舶所有者・船員のみなさまへ

船員保険の加入手続きには  
マイナンバーの記載が必要です

**船員保険の加入手続きにおいて、船員や被扶養者のマイナンバーを記載せず届出した場合は、医療機関の窓口**に設置している「オンライン資格確認等システム」にデータが登録されていないため、マイナンバーカードだけでなく、保険証で受診した場合であっても**船員保険の資格や一部負担金限度額の確認に支障が生じる可能性があります。**

## オンライン資格確認システムに未登録となる事例

- ・船員ご自身や被扶養者のマイナンバーを船舶所有者に届け出ないことによるもの
- ・船舶所有者（担当者）が、船員の加入手続きの際、保険証の速やかな交付を優先し、すでに提出のあったマイナンバーを資格取得届等に記載せず、提出を失念したことによるもの
- ・保険者における事務処理上の遅延が生じたことによるもの

なお、船員や被扶養者のマイナンバーをご加入の保険者に届出することにより、様々なメリットを享受できます。

## ご加入の保険者にマイナンバーを登録することによるメリット

- ・「オンライン資格確認等システム」を導入している医療機関・薬局においては、**@マイナンバーカードを保険証として利用※**できるようになるため、保険証の発行@を待たずに受診することができます。  
※事前に、「オンライン資格確認等システム」を導入しているか医療機関・薬局に確認の上、受診してください。
- ・また、ご自身の投薬データや特定健診データが医療機関や薬局で連携されるため、**@データに基づいたより良い診療を受けることが可能**となります。（本人同意が必要）
- ・さらに、医療費の支払いが一時的に高額になる場合は、**必要な手続きを行うことなく、医療機関の窓口で一部負担金限度額以上の支払いが不要**になります。

## オンライン資格確認に関する照会について

詳細については、次のホームページ等をご参照ください。

【厚生労働省特設ホームページ】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08544.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html)

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 0120-95-0178

※平日9:30~17:30 音声ガイダンスに従って、「4→2」の順にお進みください。

【厚生労働省特設ホームページ】

